

2016年2月4日

各 位

大阪市淀川区西宮原2丁目6番64号  
I D E C 株 式 会 社  
代表者役職名 代表取締役会長兼社長  
氏 名 船 木 俊 之  
(コード番号 6652 東証第一部)  
問 合 せ 先  
責任者役職名 執行役員 経営管理担当  
氏 名 西 山 嘉 彦  
T E L (06) 6398-2500

### 「IDEC コーポレートガバナンス・ポリシー」制定に関するお知らせ

当社は、2016年2月3日開催の取締役会において、「IDEC コーポレートガバナンス・ポリシー」の制定について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 制定の目的

当社は、東京証券取引所の上場規則として適用された「コーポレートガバナンス・コード」の趣旨と精神を尊重し、持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現をめざすなかで、当社グループのコーポレートガバナンスに対する考え方や運営方針を周知するため、「IDEC コーポレートガバナンス・ポリシー」を制定いたしました。

#### 2. 「IDEC コーポレートガバナンス・ポリシー」の概要

- 第1章 総則
- 第2章 ステークホルダーとの関係
- 第3章 情報開示の充実
- 第4章 取締役会・監査役会
- 第5章 役員
- 第6章 会計監査

#### 3. 「IDEC コーポレートガバナンス・ポリシー」の掲載先

当社ウェブサイトにて掲載しております。

<http://jp.idec.com/ja/aboutIDEC/ir/investors/governance>

以 上

# IDEC コーポレートガバナンス・ポリシー

## 第1章 総則

### 1. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方および本ポリシーの目的

IDEC グループでは、株主をはじめとするステークホルダーに対して、経営の透明性ならびに効率性を確保することをコーポレートガバナンスの基本と考え、そのために、社外役員を積極的に任用するとともに、経営の監督機能と執行機能の分離を行い、常に透明性と効率性を重視した経営を行う。

このような考え方のもと、企業目標および経営理念に基づいた企業価値の向上を実現するために、IDEC コーポレートガバナンス・ポリシー（以下、本ポリシーという）を制定し、コーポレートガバナンスのさらなる強化を推進する。

#### <企業目標>

「社員すべてが人間性を尊重しつつ企業の発展を通じて社会経済に貢献し、人生に意義あらしめるにある。」という企業目標のもと、事業活動を行う。

#### <経営理念>

1. IDECは、ここに働く人達のためにあり、その豊かな生活の向上と働きがい生きがいを生みださなければならない。
2. 企業の成長、発展はそのためにあり、利潤の追求はその手段として最も重要である。
3. 各自の仕事の役割は違っても、心を一つにして、共通の目的の達成に努めなければならない。
4. ガラス張り経営を貫き、相互信頼を高め、成果の公正な分配をはからなければならない。
5. 社会に貢献することを常に考え、製品に誇りを持ち、常に優れた製品を供給するとともに、奉仕と感謝の気持ちを決して忘れてはならない。

### 2. 改正・廃止

本ポリシーの改正・廃止は、取締役会の決議による。

## 第2章 ステークホルダーとの関係

### 1. 総論

IDEC グループは、事業活動を行うにあたり、全てのステークホルダーの立場を尊重するとともに、信頼される企業としての品格を保ち、ステークホルダーとの共存、共栄をはかることを基本とする。

### 2. 株主との関係

#### (1) 株主総会

株主総会を株主によって構成される最高意思決定機関と位置づけ、株主の十分な権利行使期間を確保し、適正に権利行使できる環境を整備する。

## (2) 株主の権利の確保

すべての株主をその持分に応じて平等に扱い、少数株主からの請求に対しても適切な対応ができる体制を整備する。また、信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等が、株主総会において信託銀行等に代わって議決権行使等を希望する場合の対応を検討する。

## (3) 株主の権利行使に関する取り組み

株主総会開催日は、多数の株主が出席できるよう、いわゆる集中日を回避する。また、招集通知はビジュアル化などを採用し株主に対して分かりやすい説明を心がけるほか、発送日以前に当社および証券取引所ホームページに開示する。また、招集通知を株主総会開催日の約3週間以上前を目途に発送するなど、株主の権利行使に関する適切な期間を確保する。

これらに加えて、インターネットによる議決権の電子行使の導入や英文招集通知の開示を通じて、株主の権利行使に関する利便性の向上に取り組んでいるほか、議決権行使プラットフォームの利用も含めて、利便性のさらなる向上について検討する。

## (4) 株主・投資家との対話方針

会社説明会等を含む株主・投資家との対話については、経営管理担当執行役員が統括し、関連する部署と有機的な連携をはかる。また、対話において把握された意見・懸念については、必要に応じて経営会議および取締役会に報告するほか、インサイダー取引の防止をはかるため、社内規程に基づき、対話内でのインサイダー情報の漏洩防止に努める。

## (5) 反対票の分析

株主総会の議決権行使結果において、ある議案につき反対率が一定の割合を超える場合、取締役会は原因の分析を行うとともに、今後の対策を協議し、株主に向けた適切な開示・説明や対話を検討する。

## (6) 資本政策の方針

企業価値向上のため自己資本利益率（ROE）等の財務指標を考慮した効率性の高い経営を推進する。また、自己資本比率を考慮しつつも、株主利益最大化の一環として、継続的かつ安定的な配当をめざす。

また、支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資金調達を行う場合は、株主に与える影響を十分に考慮したうえで、取締役会で慎重に審議し決定する。決定した内容については、株主に対して適切な開示・説明を行う。

## (7) 買収防衛策

買収防衛策は導入しない。当社株式の公開買い付けがある場合、取締役会は、株主をはじめとするステークホルダーの利益を毀損することのない最善の方法を協議し、速やかにその内容を開示する。

## (8) 政策保有株式に関する方針

政策保有株式については、相互の技術、販路、その他、総合的な事業推進能力を活用し、双方の市場における競争優位性等の向上、シナジー効果を得ることにより IDEC グループの企業価値向上につながると考える場合に保有する。新規に取得する場合には、複数の独立性のある社外役員が出席する取締役会の決議を経て保有することとし、保有後も当社の保有目的に照らし継続的に保有の意義を検証する。また、これらの保有株式については、上記保有方針に適合しているかどうかについて、毎年、取締役会において具体的な説明を行う。

議決権行使においては、その会社が、適切なガバナンス体制を構築し、中長期的な企業価値の向上につながる意思決定を行っているか、IDEC グループの企業価値向上に貢献しているかなど、総合的に賛否を判断し

て行う。

#### (9) 関連当事者間の取引

取締役、監査役およびその近親者等の関連当事者との取引の有無に関し、取締役、監査役が定期的に確認するとともに、当該取引が発生する際には取締役会規程に従い、取締役会において決議する。また、その内容については、監査役および内部監査部門が確認を行うなど、監視体制を構築するほか、当社と主要株主等との取引の有無および内容については、取締役会が適切に監督する。

### 3. 従業員との関係

#### (1) 方針

IDECグループの目標である「人間性尊重経営」を掲げるなかで、従業員一人ひとりの人生にとって IDECグループが美り多い職場であるため、人事基本方針【別紙】を定める。

#### (2) ダイバーシティ

IDECグループにおいて、一人ひとりの個性や違いなどその多様性を受け入れ、個々の能力を最大限発揮できる職場環境をめざし、従業員のダイバーシティを推進する。

#### (3) ワーク・ライフ・バランス

全従業員の活躍をめざしたワーク・ライフ・バランスを推進し、育児・介護などを必要とする従業員が安心して働ける職場環境を整備する。

#### (4) 行動基準

信義誠実な企業であるための規範を定めた「IDEC 行動基準」を発行し、全役員および全従業員に配布するなかで同基準に定める企業活動を行ううえでの基本姿勢や法令遵守の精神等の周知・徹底をはかる。取締役会は、リスクマネジメント・コンプライアンスの状況についてのレビューを年2回行い、必要に応じてその内容を見直す。また、階層別にコンプライアンスに関する研修を行う。

#### (5) 内部通報窓口

法令・社内規程違反、その他社会通念上不正な行為に関する相談・通報を行うための窓口を設置し、内部通報運用規程において、相談・通報を行った従業員の秘密を守るとともに、不利益な取り扱いを行わない旨を定めている。運用状況については適宜取締役会で報告されるほか、内部通報の窓口は法務担当に設置し、外部の弁護士事務所と連携するなど、経営陣からの独立を担保する。

### 4. お客様・取引先との関係

#### (1) お客様との関係

お客様には、誠実な態度で誠意をもって対応し、お客様の視点を大切にし、市場ニーズやお客様が抱えている問題点をより早的確に把握することを常に考え、最適な製品およびソリューションの提供に努める。

#### (2) 購入先・協力先との関係

資材等の購入先・協力先には、公平かつ平等な態度で接し、また適切な方法および評価基準をもって購入先・協力先を選定する。

## 5. 社会との関係

IDECグループは、企業目標のもとCSR方針を制定し、「安全の普及」および「地球環境保護への貢献」をCSR活動の両輪ととらえ、国連グローバル・コンパクト（以下、GC という）への参加企業として、GC10 原則【別紙】を支持し、地域社会への貢献をはじめとする企業の社会的責任を果たすための取り組みを積極的に推進する。

## 第3章 情報開示の充実

### 1. 方針

当社は、会社法、金融商品取引法および証券取引所の規則等に基づき適時・適切な情報開示を行うほか、法定外の事項についても、株主をはじめとするステークホルダーに対し、積極的に開示を行う。また、アニュアルレポートなどにおいて英語での情報開示を進めるほか、その他開示内容についても付加価値の高い記載となるよう努める。

## 第4章 取締役会・監査役会

### 1. 取締役会

#### (1) 役割

取締役会は、経営戦略および業務執行に関する重要な決定のほか、取締役の職務執行を監督する。

#### (2) 構成

取締役会は、当社定款に基づき7名以内の取締役に構成され、経営の監督機能と執行機能の分離を行うため、独立性を有する社外取締役を積極的に任用する。

#### (3) 経営陣への委任の範囲

取締役会は、経営の監督機能と執行機能の分離を行い、常に透明性と効率性を重視した経営を行うため、取締役会規程、経営会議規程および職務権限規程を定め、取締役会で決議すべき事項、経営会議で決議すべき事項および各職制に応じて決裁できる事項を定める。

#### (4) 取締役の報酬体系の決定

取締役会は、持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能するよう、取締役（独立社外取締役を除く）の報酬体系を決定する。その決定は、独立性のある複数の社外取締役、社外監査役が出席する取締役会で決議を得て行う。

#### (5) 経営陣幹部の選任・解任

取締役会は、代表取締役などの業務執行取締役、執行役員を選解任については、独立性のある複数の社外取締役、社外監査役が出席する取締役会で決議を得て行う。

#### (6) 内部統制の監督

取締役会は、コンプライアンスやリスクマネジメント体制の構築など内部統制システムを整備し、内部監査部門と連携してその運用が有効に行われているかを監督する。

#### (7) 運営

取締役会は、自由闊達で建設的な議論・意見交換を尊ぶ気風の醸成に努める。また、取締役会は審議を活性化させる手段として、資料の事前配布（取締役会以外の資料も含む）、取締役会の年間スケジュールの立案および十分な審議時間の確保を行う。また、独立社外取締役および社外監査役は、独立性のある客

観的な立場から取締役会で議論できるよう、必要に応じて会社に対し情報提供を求めるほか、情報交換・認識共有を行い、連携する。このほか、取締役会事務局は、取締役・監査役に対し意思決定に必要な情報を随時提供することに加え、取締役・監査役と内部監査部門との連携を確保する。

#### (8) 評価

取締役会は、取締役会が十分にその役割について果たしているか客観的に精査するため、取締役会の評価を行う体制の整備および結果の概要の開示を検討する。

#### (9) 中期経営計画

取締役会は、中期経営計画の策定・公表にあたっては、事業計画等の具体的な方針を定め、ホームページや事業報告等でその内容を開示する。なお、同計画の進捗、結果および計画未達等の原因については、当社内で十分に分析を行ったうえで、事業報告および株主総会などで報告し、取締役会はその内容を次期以降の計画に反映させる。

#### (10) 後継者計画

IDEC グループの持続的かつグローバルな成長に寄与する人材を輩出し続けるため、将来の経営幹部候補者に対しては、経営全般の知識について、その職位に応じた研修会の実施や外部研修会への参加を斡旋するほか、経営会議・執行役員会議をはじめとする重要会議への参画機会の提供等により、経営幹部の後継者を育成する。また、取締役会は、育成状況について適宜報告を求める。

## 2. 監査役会

### (1) 役割

監査役会は、取締役および執行役員の職務執行の監査や、会計監査人の選解任や監査報酬に係る権限の行使など、能動的・積極的に権限を行使して意見を述べるとともに、独立性のある客観的立場において適切な判断を行う。また、監査に必要な事項に関し取締役等から適時・適切に報告を受けるとともに、独立社外取締役と連携し、必要な情報を共有する。

### (2) 構成

監査役会は、当社定款に基づき5名以内の監査役で構成し、その半数は社外監査役とする。

### (3) 会計監査人および内部監査部門との連携

監査役会は、会計監査人および内部監査部門と連携し、適正な監査が遂行できる体制を確保する。

## 第5章 役員

### 1. 受託者責任

取締役、監査役および執行役員は、株主に対する受託者責任を認識し、持続的な企業価値の向上のために行動する。

### 2. 選任基準

#### (1) 取締役

業務執行を担当する取締役については、経験と実績を踏まえ、IDEC グループの持続的な成長に貢献できる人材を候補とし、独立社外取締役については、「執行と監督の分離」をさらに強固なものとするべく、「社外役

員の独立性についての考え方】【別紙】の基準をすべて満たすことに加え、専門的知識を有する人材や、経営および業務執行に関する豊富な経験と高い見識のある人材を候補とする。

#### (2) 監査役

中立的および客観的な視点から監査を行うことができる人材を候補とし、社外監査役については、財務・会計・法律等の専門的知識を有している人材を候補とする。

#### (3) 執行役員

IDECグループが掲げる「執行と監督の分離」を実現するため、経験と実績を考慮し、優秀な職務執行能力を備えた者を候補とする。

### 3. 独立社外取締役

#### (1) 役割・責務

独立社外取締役は、経営方針・経営改善について、自らの知見に基づき、会社の持続的成長のため中長期的な企業価値の向上をはかる観点からの助言や利益相反取引を含む経営の監督に加え、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役に反映させるよう努める。

#### (2) 人数

当社は経営の監督機能と執行機能の分離を行うため、複数の独立社外取締役を選任する。

#### (3) 独立性基準

当社は、「社外役員の独立性についての考え方」を定め、同基準に則り独立社外取締役の選任を行う。

### 4. 選任理由の開示

当社取締役および監査役個々の選任理由については、株主総会招集通知に記載する。なお、株主総会招集通知は、当社ホームページに開示する。

### 5. 兼任状況

業務執行を担当する取締役が他社役員を兼任する場合、利益相反等の観点から、取締役会規程に基づき、取締役会決議を要する。なお、すべての取締役および監査役について、利益相反だけでなく、その役割を果たすために注力できる時間や労力等を把握するためにも毎年兼任や兼職の状況を確認し、他の上場会社の役員を兼任する場合には、事業報告にて開示する。

### 6. トレーニング

新任役員就任の際には、必要に応じて法的な義務、責任等についての説明を行うとともに、社外役員に対してはIDECグループの事業内容に対する理解を深める機会を設定する。また、取締役や監査役がその役割および機能を果たすために必要とする事業環境や制度をはじめとする各種情報を継続して収集し、提供するとともに、必要に応じて外部の専門家などを活用した研修会等への参加や開催を推進する。

## 第6章 会計監査

### 1. 会計監査人

#### (1) 役割

会計監査人は、開示情報の信頼性を担保する重要な役割を担い、株主や投資家に対して責務を負う。

#### (2) 独立性と専門性

会計監査人は、独立性と専門性を有していなければならず、監査役会は評価・選定基準を策定し、会計監査人の独立性と専門性を確認する。

#### (3) 適正な監査の確保

取締役会および監査役会は、会計監査人の高品質な監査を可能とする監査時間を確保するとともに、必要に応じて会計監査人が経営陣幹部から情報を得る機会を設ける。また、会計監査人が監査役、内部監査部門および独立社外取締役との十分な連携ができる体制を整備するほか、会計監査人が不正を発見した場合の対応体制を整備する。

#### (4) 解任または不再任

監査役会は、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提出する。また、会計監査人が会社法第 340 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任する。

以上

2016年2月3日制定

## 【別紙】

### ●人事基本方針

IDEC グループは、「人を大切にする」と「人を育てる」を基本とする「人間性尊重経営」を実践しています。人事基本方針を定め、人権尊重はもちろん、能力開発・人材育成、評価・処遇、次世代育成支援などに関する基本的な考え方を示しています。とりわけ人権尊重についてはその考え方をとりまとめ、IDEC グループの人権ポリシーとしています。

### ●国連グローバル・コンパクト 10 原則

【人権】企業は、

1. 国際的に宣言されている人権の保護を支持、尊重し、
2. 自らが人権侵害に加担しないよう確保すべきである。

【労働基準】企業は、

3. 組合結成の自由と団体交渉の権利の実効的な承認を支持し、
4. あらゆる形態の強制労働の撤廃を支持し、
5. 児童労働の実効的な廃止を支持し、
6. 雇用と職業における差別の撤廃を支持すべきである。

【環境】企業は、

7. 環境上の課題に対する予防原則的アプローチを支持し、
8. 環境に関するより大きな責任を率先して引き受け、
9. 環境に優しい技術の開発と普及を奨励すべきである。

【腐敗防止】企業は、

10. 強要と贈収賄を含むあらゆる形態の腐敗の防止に取り組むべきである。

### ● 社外役員の独立性についての考え方

当社では積極的に社外役員を任用しており、その際には高度な専門的知識を有する方、経営および業務執行に関する豊富な経験と高い見識のある方を選任しております。また、社外役員が以下のいずれにも該当する場合、独立性を有するものと考えております。

- (1) 当社（当社グループを含む、以下同じ）の業務執行者でないこと。
- (2) 当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者でないこと。
- (3) 当社の主要な取引先またはその業務執行者でないこと。
- (4) 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（それらが法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者）ではないこと。
- (5) 当社から一定額以上の寄付または助成を受けている者ではないこと。
- (6) 当社の大株主、またはその業務執行者ではないこと。
- (7) 取締役または監査役に選任される前の5年間に上記（1）から（6）に該当していないこと。
- (8) 上記（1）から（6）のいずれかに該当する者の配偶者または二親等以内の親族ではないこと。